

長野広域連合選挙管理委員会告示第1号

令和4年3月1日現在、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）、第75条第1項（監査の請求）、第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職請求）、第81条第1項（長の解職請求）及び第86条第1項（役員解職請求）並びに法第291条の6第2項（規約の変更請求）の規定により請求することができる場合の数は、それぞれ次のとおりである。

令和4年3月11日

長野広域連合選挙管理委員会
委員長 小林 博

- 1 法第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項の規定により請求権を有する者の総数の50分の1の数

9,027人

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

141,890人

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する各選挙区における請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

(1) 長野市	104,374人
(2) 須坂市	14,037人
(3) 千曲市	16,845人
(4) 坂城町	4,030人
(5) 小布施町	3,076人
(6) 高山村	1,917人
(7) 信濃町	2,344人
(8) 小川村	704人
(9) 飯綱町	3,123人